



不妊治療開始に必要な婚姻関係証明のご提出について



タイミング法・人工授精法・生殖補助医療 書類の提出がなければ開始はできません

※記入漏れ・自署欄代筆は無効

不妊治療を開始する前に

受付へ書類のご提出をお願いいたします

～3カ月以内に取得した書類の原本をご提出ください～

—法律婚の方—

- 戸籍全部事項証明書 発行された全ページ
または住民票（続柄あり）

—事実婚の方—

- 戸籍個人事項証明書 発行された全ページ ※お二人それぞれのもの
→お互いに結婚している相手がいないかを確認するため。
- 事実婚夫婦治療同意書（当院からお渡しいたします）

[住所が同一の場合]

- 住民票（住民票の「世帯主との続柄」を「妻（未届）or 夫（未届）」と表示）
→住所が同じであること・事実婚夫婦である証明のため。 未届 = 婚姻届の未届
市役所に依頼すると記載していただけます。

[住所が異なる方]

- パートナーシップ制度届出受理証明書
住民票が異なる方は住民票の代わりにパートナーシップ制度の届出書が必要です。
電子申請・郵送でも取得可能。詳しくは兵庫県 HP「兵庫県パートナーシップ制度」
でお調べください

ご不明点・ご相談は受付までお問い合わせください